

平成18年度福生市の 問合せ保険年金課保険年金係

国民健康保険特別会計決算状況を お知らせします

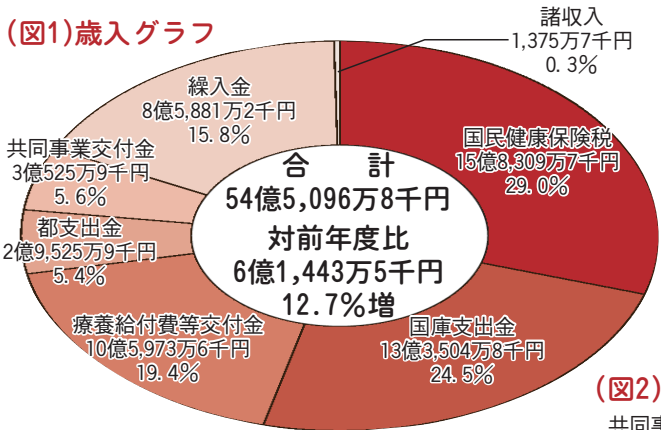
加入世帯・被保険者数の 状況

平成19年3月末現在、加入世帯数は14,190世帯、被保険者数は24,561人で、市全体に占める割合は、世帯数が約50%で被保険者数が約40%となっています。

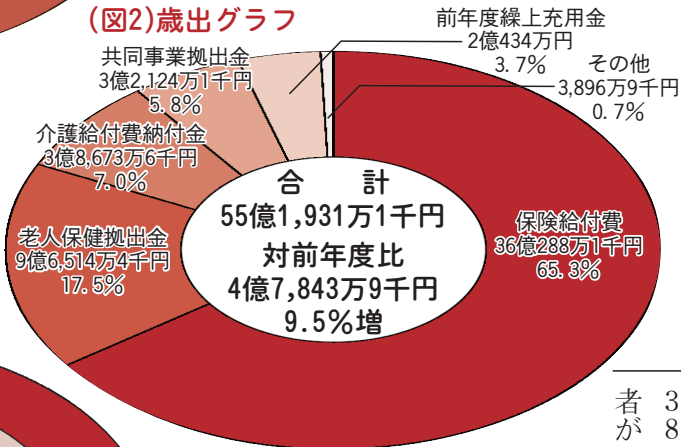
歳入・歳出及び財源状況

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の29%です。また、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うなどのため、本来、独立採算方式の特別会計である国保会計への一般会計から入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約16%にもなります。

(図1)歳入グラフ

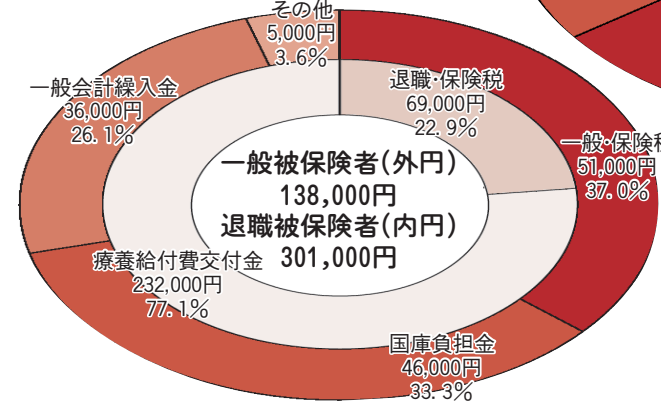


(図2)歳出グラフ



国民健康保険税は、国保の歳入を支える貴重な財源です。納期限までに必ず納めましょう！

(図3)医療費一人当たり財源内訳グラフ



歳出(図2)

被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行う『保険給付費』は、支出全体の65.3%を占めます。また、老人保健拠出金（老人医療に使われる財源）は17.5%、介護給付費納付金（介護保険制度に使われる財源）は7.0%です。

医療費一人当たり財源内訳(図3)

円グラフ中央の数字は、18年度中に国保会計から支払った被保険者一人あたりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が138,000円、退職被保険者が301,000円です。昨年度と比べ、一般被保険者等で6,000円、退職被保険者で26,000円の増加です。円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。



平成18年度決算の傾向

平成18年度も大変厳しい状況でした。決算時には前年度と同様に、医療費などの歳出合計が国民健康保険税などの歳入合計を大きく上回り赤字決算になることが見込まれたため、平成19年度の歳入分前から前倒し（繰上充用）をし、収支の均衡を図りました。

「医療費のお知らせ」を 通知します

国民健康保険制度に対する理解と健康維持の大切さを認識していただくため、「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費（接骨院の施術など）の額を、世帯主宛に12月中に送付します。

高齢者医療制度の 見直しについて

「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」で高齢者医療制度について次のとおりまとめ、政府としても実施することになりました。なお、今後正式に内容が固まった段階で改めてお知らせする予定です。

1 70歳の方(注1)の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月の1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。(注1)既に3割負担をしている方や、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

2 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料で、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

●年金だより

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げは慎重に

老齢基礎年金は、原則として65歳からの支給となっていますが、60歳から65歳未満の間で希望する時から受給する繰上げ請求や、66歳に達した日以後の希望する時から受給する繰下げの申し出をすることにより、受給を開始する時期を選択できます。

繰上げ請求をした場合は年金額が減額され、繰下げの申し出をした場合は年金額が増額されます。

また、繰上げ・繰下げは一度手続きをしてしまうと取り消すことができませんのでご注意ください。

●まちな話題1

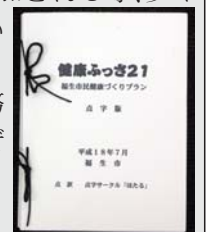
「健康ふっさ21」の点字訳本が 寄贈されました!

ボランティアグループとして活動している点字サークル「ほたる」の皆さんから、「健康ふっさ21」の点字訳本が寄贈されました。

「健康ふっさ21」は市民の方の健康づくりに向けて、市としての目標を示したもので、視覚障害者の方々が、さまざまな事業に参加される等、多くの場面で活用していきます。

保健センター事務室にありますので、ぜひご覧ください。

問合せ 保健センター



●まちな話題2

還付金などの支払いに現金自動預け払い機(ATM)を利用することはありません

最近、社会保険庁・社会保険事務所職員を装い、「医療費の還付金があるので手続きをしてください」などと電話をかけ、銀行等の現金自動預け払い機(ATM)に行くよう指示し、振込みを行わせる振り込め詐欺が多発しています。

社会保険事務所が還付金などを支払う場合に、ATMを操作するようお願いすることはありません。不審な点がありましたら、その場で対応することなく、社会保険事務所へ確認するなど十分にご注意ください。なお、社会保険事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますので確認してください。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

対象者75歳以上の方(注2)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(注3)の被扶養者となっている方

※昨年度の制度改正で、被用者保険の被扶養者の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減するとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

問合せ 保険年金課